

# 平成28年度第1回青年就農給付金（準備型）説明会の御案内

青年就農給付金（準備型）は、県が認める研修機関等（農業者大学校、先進農家等）で、就農に向けた研修を受ける方に、1人あたり年間150万円を、最長2年間給付するものです。  
なお、今回の説明会は、本年度（平成29年3月上旬まで）に研修を行う方が対象です。

## 説明会の概要

○日時 平成28年6月16日(木) 14:00～16:30

○場所 かながわ農業アカデミー 講堂

○内容

- ・青年就農給付金（準備型）の概要について
- ・青年就農給付金（準備型）の申請方法について
- ・青年就農給付金（準備型）の申請書類の記載方法、注意事項について

○申込み

事前に申し込んでいただく必要はありません。当日、説明会の開始10分前までに直接会場へお越しください。

青年就農給付金を受給するには、次の要件をすべて満たす必要があります。

なお、給付に係る予算に限りがあるため、要件をすべて満たしていても、給付をできない場合があります。

### 1 給付要件

- (1) 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 県が認める研修機関等で研修を受けること。  
(青年就農給付金経営開始型を受給中の者は、研修受け入れ先にはなれません。)
- (3) 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
- (4) 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。）の雇用契約を締結していないこと。
- (5) 原則として就農希望地が県内であること。
- (6) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- (7) 既に農業若しくは他の業種の経営主等となっていないこと。
- (8) 研修終了後に親元就農する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により給付対象者の責任や役割（農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること、及び就農後5年以内に当該農業経営を継承し又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合は含む。）とすることを確約すること。
- (9) 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワークに加入していること。等

## 2 注意点

青年就農給付金（準備型）を受給した人は、研修計画に記載した研修を適切に実施し、実施要綱等に定める事項を遵守しなければなりません。

次の場合は、給付金の給付停止や、返還となります。

### (1) 給付停止

ア 給付要件を満たさなくなった場合

イ 研修を途中で中止した場合

ウ 研修を途中で休止した場合

エ 研修状況報告を行わなかった場合

オ 研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと知事が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）

### (2) 給付金の返還

ア 一部返還

(ア) (1) のアからウまでに掲げる要件に該当した時点が既に給付した給付金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の給付金を月単位で返還する。

(イ) (1) のエに該当した場合、当該報告に係る対象期間の給付金を返還する。

イ 全額返還

(ア) (1) のオに該当した場合

(イ) 研修終了後1年以内に原則45歳未満で独立・自営就農又は雇用就農しなかった場合

(ウ) 親元就農をした者が、要件の(8)で確約したことを実施しなかった場合

(エ) 独立・自営就農又は雇用就農を給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合

(オ) 給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で、就農状況報告、就農報告、住所の変更の報告を行わなかった場合

(カ) 虚偽の申請等を行った場合

## 3 かながわ農業アカデミーへのアクセス方法

(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420087/p10810.html>)

海老名駅（小田急・JR相模線・相鉄線）から相地図鉄バス 約20分

東口バス乗り場 2番のりば「綾31 厚木ナイロン経由農大前行き」

3番のりば「綾23 下浜田経由農大前行き」

終点「農大前」下車 徒歩1分